

利用者氏名

重要事項説明書
(短期入所療養介護)
(介護予防短期入所療養介護)

介護老人保健施設
ウエストケアセンター
042-654-5511

令和8年4月1日

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
重要事項説明書
(令和8年4月1日現在)

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 042-654-5511
※日・祝日を除く(8時45分～17時15分)
ファックス番号 042-654-7716
担 当 支援相談員
※ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2 介護老人保健施設「ウエストケアセンター」の概要

(1) 事業所の名称・所在地等

・事業所名 ウエストケアセンター
・開設年月日 平成6年7月21日
・所在地 東京都八王子市上川町2135番地
・電話番号 042-654-5511
・ファックス番号 042-654-7716
・代表者 理事長 山本 登
・介護保険事業者番号 1357080112
・第三者評価実施の有無 実施していない

(2) 施設の職員体制 (必置職については法令の定めるところによる) ※入所と兼務

		業務内容
医 師	1. 3	医療行為・健康管理など
看 護 職 員	12. 2	看護業務
薬 剤 師	0. 5	調剤・服薬指導
介 護 職 員	30. 5	介護業務
理学療法士または作業療法士及び言語聴覚士	1. 3	リハビリテーション
支 援 相 談 員	1. 3	相談業務各種
管 理 栄 養 士	1. 0	栄養管理・栄養ケアプラン作成
介 護 支 援 専 門 員	1. 3	サービス計画の作成等
事 務 員 等	2. 0	事務会計

3 サービス内容

- ① 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護) サービス計画の立案
- ② 身辺介護 食事、着替え、排泄、入浴、清拭、口腔清拭等
- ③ 健康管理 体温・脈拍・血圧等の測定、体位変換等
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 機能訓練・リハビリテーション 生活動作訓練を中心とした作業療法・理学療法等
(原則、日曜日のリハビリテーションは行っていません)

- ⑥ レクリエーション 集団レク、合唱、散歩、誕生会、季節行事等
- ⑦ 相談援助 支援相談員がご相談に応じます。
- ⑧ 送迎 ご希望または居宅介護サービス計画等により行います。
- ⑨ 理美容 理・美容師による委託サービス

*以上、これらのサービスのなかには、利用者の方から基本利用料とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談下さい。

4 利用料金

(1) 短期入所療養介護料金

①基本利用料（1日あたりの自己負担分）

i) 従来型個室（基本型）

該当区分	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	805円	1,609円	2,413円
要介護2	856円	1,711円	2,567円
要介護3	923円	1,846円	2,769円
要介護4	981円	1,961円	2,942円
要介護5	1,037円	2,074円	3,111円

iii) 多床室（基本型）

該当区分	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	887円	1,773円	2,660円
要介護2	940円	1,880円	2,820円
要介護3	1,009円	2,017円	3,025円
要介護4	1,065円	2,130円	3,195円
要介護5	1,124円	2,247円	3,371円

ii) 従来型個室（在宅強化型）

該当区分	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	875円	1,750円	2,624円
要介護2	954円	1,908円	2,862円
要介護3	1,024円	2,047円	3,070円
要介護4	1,087円	2,173円	3,259円
要介護5	1,147円	2,294円	3,441円

iv) 多床室（在宅強化型）

該当区分	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	964円	1,927円	2,890円
要介護2	1,046円	2,091円	3,137円
要介護3	1,115円	2,230円	3,345円
要介護4	1,177円	2,354円	3,531円
要介護5	1,240円	2,480円	3,720円

② 滞在費 i) もしくはii) 従来型個室 1日あたり 1,800円

iii) もしくはiv) 多床室（2人部屋）1日あたり 750円

（4人部屋）1日あたり 750円

③ 食費 朝食430円 昼食800円 夕食760円

（1食あたりで算出します。）

* 滞在費・食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額となります。

④加算項目

報酬項目			金額 (1割負担)	金額 (2割負担)	金額 (3割負担)	備考
1.	夜勤職員配置加算	1日 あたり	26円	52円	77円	入所者の数が20又はその端数を増すごとに1以上の数の夜勤を行う看護・介護職員の配置をしている
2.	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1日 あたり	24円	47円	71円	介護職員の資格等基準に対するの体制加算(介護福祉士の占める割合が80%以上・勤続年数10年以上介護福祉士35%以上)
3.	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1日 あたり	20円	39円	58円	介護職員の資格等基準に対するの体制加算(介護福祉士の占める割合が60%以上)
4.	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1日 あたり	7円	13円	20円	介護職員の資格等基準に対するの体制加算(介護福祉士50%以上・常勤職員の占める割合75%以上・勤続7年以上の者30%以上)
5.	在宅復帰・在宅支援機能加算(Ⅰ)	1日 あたり	55円	109円	164円	在宅復帰・在宅療養支援等指標が40以上60未満であること(基本型であること)
6.	在宅復帰・在宅支援機能加算(Ⅱ)	1日 あたり	55円	109円	164円	在宅復帰・在宅療養支援等指標が70以上であること(在宅強化型であること)
7.	口腔連携強化加算	1月 あたり	54円	107円	161円	介護職員等が、口腔の健康状態を評価し、評価の結果を歯科医療機関及び介護支援専門員へ情報を提供した場合
8.	個別リハビリテーション実施加算	1日 あたり	257円	513円	769円	個別リハビリテーション計画の作成及び短期入所中に個別リハビリテーションを行った場合
9.	療養食加算	1食 あたり	9円	17円	26円	療養食を提供した場合、1日につき3回を限度として算定
10.	送迎加算	1回 あたり	197円	393円	590円	送迎を行った場合(片道につき)
11.	緊急時施設療養費	1日 あたり	554円	1,107円	1,660円	病状が著しく悪化し緊急的治療管理を行った場合(月3日限度)
12.	認知症行動・心理症状緊急対応加算	1日 あたり	214円	428円	641円	「認知症の行動・心理症状」が認められ、緊急で施設を利用した場合(7日間限度)
13.	認知症ケア加算	1日 あたり	82円	163円	244円	日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者に対し、認知症専門棟にてケアを行った場合に算定
14.	若年性認知症利用者受入加算	1日 あたり	129円	257円	385円	若年性認知症利用者を受け入れた場合
15.	緊急短期入所受入加算	1日 あたり	97円	193円	289円	利用者の状態及び家族の事情等により居宅サービス計画のない短期入所療養介護を緊急で受け入れた場合
16.	重度療養管理加算	1日 あたり	129円	257円	385円	要介護4または5の利用者に対し、計画的な医学管理を継続的に行った場合

報酬項目		金額 (1割負担)	金額 (2割負担)	金額 (3割負担)	備考
17.	総合医学管理加算 1日あたり	294円	588円	882円	治療管理を目的として、短期入所療養介護を利用した場合（10日間限度）
18.	認知症専門 ケア加算（Ⅰ） 1日あたり	4円	7円	10円	認知症の入所者の受入れている割合が一定以上の基準を満たしており、認知症介護に係る専門的な研修を修了している者が、チームとしてケアを実施している場合
19.	認知症専門 ケア加算（Ⅱ） 1日あたり	5円	9円	13円	認知症専門ケア加算（Ⅰ）の基準を満たしており、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を配置し研修計画の作成認知症ケアの指導等を実施している場合
20.	生産性向上推進 体制加算（Ⅰ） 1月あたり	107円	214円	321円	（Ⅱ）の要件を満たし、業務改善の取り組みによる成果の確認や見守り機器等を複数導入し、職員間の役割分担の取組等を行い、1年以内に1回効果を示すデータを提出している場合
21.	生産性向上推進 体制加算（Ⅱ） 1月あたり	11円	22円	32円	利用者の安全、介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会の開催し、必要な安全対策を講じた上で、改善活動を継続的に行っており、1年以内に1回効果を示すデータを提出し、見守り機器等を1つ以上導入している場合
22.	夜勤職員勤務条件基準を満たさない場合の減算	基本料金の97%に減算			夜間配置の基準を満たしていない場合
23.	入所定員の超過または職員の欠員等の減算	基本料金の70%に減算			入所定員の超過または職員の欠員等の場合
24.	身体拘束廃止未実施減算	基本料金から1.0%減算			身体的拘束等の適正化を図るための措置が講じられていない場合 （令和7年4月1日～適用）
25.	高齢者虐待防止 措置未実施減算	基本料金から1.0%減算			虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合
26.	業務継続計画未策定減算	基本料金から1.0%減算			感染症や自然災害発生時において、早期の業務再開や必要な介護サービスを継続的に提供するための、業務継続計画が未策定の場合
27.	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	自己負担の3.9%増し			介護職員の処遇改善に対する加算 （～令和6年5月31日まで）
28.	介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	自己負担の2.9%増し			介護職員の処遇改善に対する加算 （～令和6年5月31日まで）
29.	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	自己負担の1.6%増し			介護職員の処遇改善に対する加算 （～令和6年5月31日まで）
30.	介護職員等特定 処遇改善加算（Ⅰ）	自己負担の2.1%増し			経験や技能のある特定介護職員の処遇改善に対する加算 （～令和6年5月31日まで）

報酬項目		金額 (1割負担)	金額 (2割負担)	金額 (3割負担)	備考
31.	介護職員等特定 処遇改善加算(Ⅱ)	自己負担の1.7%増し			経験や技能のある特定介護職員の処遇改善 に対する加算(～令和6年5月31日まで)
32.	介護職員等ベース アップ等支援加算	自己負担の0.8%増し			介護職員の賃金改善等をおこなっている ものに対する加算 (～令和6年5月31日まで)
33.	介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	自己負担の7.5%増し			介護職員の処遇改善に対する加算 (令和6年6月1日～適用)
34.	介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	自己負担の7.1%増し			介護職員の処遇改善に対する加算 (令和6年6月1日～適用)
35.	介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	自己負担の5.4%増し			介護職員の処遇改善に対する加算 (令和6年6月1日～適用)
36.	介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)	自己負担の4.4%増し			介護職員の処遇改善に対する加算 (令和6年6月1日～適用)
37.	介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) 1～14	自己負担の6.7～2.3%増し			介護職員の処遇改善に対する加算 (令和6年6月1日～ 令和7年3月31日迄)

※(1)①i)～iv)、④ 1～21については、端数処理をしていますので回数等により自己負担の金額が変わる場合があります。

④ 2～4及び27～29・30～31については、各加算項目のいずれかひとつに該当する項目になります。

※④ 7～17については、利用者の状態に応じ該当する場合に算定します。

※④ 27～29、33～37介護職員等処遇改善加算及び30、31介護職員等特定処遇改善加算、32介護職員等ベースアップ等支援加算については、(1)①基本利用料及び1～15のサービス内容により、自己負担の金額が変わる場合があります。

⑤その他の費用

	項目	料金	内容
38.	日用品費	0円	日常生活する上で、必要なものはご持参していただくことになります
39.	教養娯楽費	実施回数分	個別に行う行事、クラブ活動等で使用する材料費など、施設で用意するものをご利用いただく場合
40.	個室代	※特室(8,800円) ※個室(5,500円)	個室に入所されている方で、1日に発生する金額です。
41.	理美容代	別紙参照	委託業者による出張サービス。ご利用日程が合えば、ご利用可能です(事前にご相談ください)

※⑤ 38、39については、別紙の「その他の利用料希望確認表」にて、希望の確認をさせていただきます。

※⑤ 41については、委託業者より直接ご請求させていただきます。

(2) 介護予防短期入所療養介護料金

① 基本利用料（1日あたりの自己負担分）

i) 従来型個室（基本型）

該当区分	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	619円	1,237円	1,855円
要支援2	776円	1,551円	2,326円

iii) 多床室（基本型）

該当区分	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	655円	1,310円	1,964円
要支援2	827円	1,654円	2,480円

ii) 従来型個室（在宅強化型）

該当区分	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	675円	1,350円	2,025円
要支援2	831円	1,662円	2,493円

iv) 多床室（在宅強化型）

該当区分	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	718円	1,436円	2,153円
要支援2	891円	1,782円	2,673円

② 滞在費 i) もしくは ii) 従来型個室 1日あたり 1,800円

iii) もしくは iv) 多床室（2人部屋） 1日あたり 750円

（4人部屋） 1日あたり 750円

③ 食費 朝食430円 昼食800円 夕食760円

（1食あたりで算出します。）

④加算項目

報酬項目			金額 (1割負担)	金額 (2割負担)	金額 (3割負担)	備考
1.	夜勤職員配置加算	1日あたり	26円	52円	77円	入所者の数が20またはその端数を増すごとに1以上の数の夜勤を行う看護・介護職員の配置をしている
2.	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日あたり	24円	47円	71円	介護職員の資格等基準に対するの体制加算（介護福祉士の占める割合が80%以上・勤続年数10年以上介護福祉士35%以上）
3.	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1日あたり	20円	39円	58円	介護職員の資格等基準に対するの体制加算（介護福祉士の占める割合が60%以上）
4.	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1日あたり	7円	13円	20円	介護職員の資格等基準に対するの体制加算（介護福祉士50%以上・常勤職員の占める割合75%以上・勤続7年以上の者30%以上）
5.	在宅復帰・在宅支援機能加算（Ⅰ）	1日あたり	55円	109円	164円	在宅復帰・在宅療養支援等指標が40以上60未満であること（基本型であること）
6.	在宅復帰・在宅支援機能加算（Ⅱ）	1日あたり	55円	109円	164円	在宅復帰・在宅療養支援等指標が70以上であること（在宅強化型であること）

報酬項目			金額 (1割負担)	金額 (2割負担)	金額 (3割負担)	備考
7.	口腔連携強化加算	1月 あたり	54円	107円	161円	介護職員等が、口腔の健康状態を評価し、評価の結果を歯科医療機関及び介護支援専門員へ情報を提供した場合
8.	個別リハビリテーション実施加算	1日 あたり	257円	513円	769円	個別リハビリテーション計画の作成及び短期入所中に個別リハビリテーションを行った場合
9.	療養食加算	1食 あたり	9円	17円	26円	療養食を提供した場合、1日につき3回を限度として算定
10.	送迎加算	1回 あたり	197円	393円	590円	送迎を行った場合（片道につき）
11.	緊急時施設療養費	1日 あたり	554円	1,107円	1,660円	病状が著しく悪化し緊急的治療管理を行った場合（月3日限度）
12.	総合医学管理加算	1日 あたり	294円	588円	882円	治療管理を目的として、短期入所療養介護を利用した場合（10日間限度）
13.	認知症行動・心理症状緊急対応加算	1日 あたり	214円	428円	641円	「認知症の行動・心理症状」が認められ、緊急で施設を利用した場合（7日間限度）
14.	若年性認知症利用者受入加算	1日 あたり	129円	257円	385円	若年性認知症利用者を受け入れた場合
15.	認知症ケア加算	1日 あたり	82円	163円	244円	日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者に対し、認知症専門棟にてケアを行った場合に算定
16.	認知症専門ケア加算（Ⅰ）	1日 あたり	4円	7円	10円	認知症の入所者の受入れている割合が一定以上の基準を満たしており、認知症介護に係る専門的な研修を修了している者が、チームとしてケアを実施している場合
17.	認知症専門ケア加算（Ⅱ）	1日 あたり	5円	9円	13円	認知症専門ケア加算（Ⅰ）の基準を満たしており、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を配置し研修計画の作成認知症ケアの指導等を実施している場合
18.	生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	1月 あたり	107円	214円	321円	（Ⅱ）の要件を満たし、業務改善の取り組みによる成果の確認や見守り機器等を複数導入し、職員間の役割分担の取組等を行い、1年以内に1回効果を示すデータを提出している場合
19.	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	1月 あたり	11円	22円	32円	利用者の安全、介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会の開催し、必要な安全対策を講じた上で、改善活動を継続的に行っており、1年以内に1回効果を示すデータを提出し、見守り機器等を1つ以上導入している場合

報酬項目		金額 (1割負担)	金額 (2割負担)	金額 (3割負担)	備考
20.	夜勤職員勤務条件基準を満たさない場合の減算	基本料金の9.7%に減算			夜間配置の基準を満たしていない場合
21.	入所定員の超過または職員の欠員等の減算	基本料金の7.0%に減算			入所定員の超過または職員の欠員等の場合
22.	身体拘束廃止未実施減算	基本料金から1.0%減算			身体的拘束等の適正化を図るための措置が講じられていない場合 (令和7年4月1日～適用)
23.	高齢者虐待防止措置未実施減算	基本料金から1.0%減算			虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合
24.	業務継続計画未策定減算	基本料金から1.0%減算			感染症や自然災害発生時において、早期の業務再開や必要な介護サービスを継続的に提供するための、業務継続計画が未策定の場合
25.	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	自己負担の3.9%増し			介護職員の処遇改善に対する加算 (～令和6年5月31日まで)
26.	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	自己負担の2.9%増し			介護職員の処遇改善に対する加算 (～令和6年5月31日まで)
27.	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	自己負担の1.6%増し			介護職員の処遇改善に対する加算 (～令和6年5月31日まで)
28.	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	自己負担の2.1%増し			経験や技能のある特定介護職員の処遇改善に対する加算 (～令和6年5月31日まで)
29.	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	自己負担の1.7%増し			経験や技能のある特定介護職員の処遇改善に対する加算 (～令和6年5月31日まで)
30.	介護職員等ベースアップ等支援加算	自己負担の0.8%増し			介護職員の賃金改善等をおこなっているものに対する加算 (～令和6年5月31日まで)
31.	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	自己負担の7.5%増し			介護職員の処遇改善に対する加算 (令和6年6月1日～適用)
32.	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	自己負担の7.1%増し			介護職員の処遇改善に対する加算 (令和6年6月1日～適用)
33.	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	自己負担の5.4%増し			介護職員の処遇改善に対する加算 (令和6年6月1日～適用)
34.	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	自己負担の4.4%増し			介護職員の処遇改善に対する加算 (令和6年6月1日～適用)
35.	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) 1～14	自己負担の6.7～2.3%増し			介護職員の処遇改善に対する加算 (令和6年6月1日～ 令和7年3月31日迄)

※(2)①、④ 1～19については、端数処理をしていますので回数等により自己負担の金額が変わる場合があります。

④ 2～4及び25～27、28～29、31～35については、各加算項目のいずれかひとつに該当する項目になります。

- ※ ④ 7～15については、利用者の状態に応じ該当する場合に算定します。
- ※ ④ 25～27、31～35介護職員等処遇改善加算及び28・29介護職員等特定処遇改善加算、30介護職員等ベースアップ等支援加算については、(1) ①基本利用料及び1～19のサービス内容により、自己負担の金額が変わる場合があります。

⑤その他の費用

	項目	料金	内容
36.	日用品費	0円	日常生活する上で、必要なものはご持参していただくこととなります
37.	教養娯楽費	実施回数分	個別的に行う行事、クラブ活動等で使用する材料費など、施設で用意するものをご利用いただく場合
38.	個室代	※特室(8,800円) ※個室(5,500円)	個室に入所されている方で、1日に発生する金額です。
39.	理美容代	別紙参照	月2～3回実施している理美容と、ご利用日が合えば実施可能(応相談)

※⑤36、37については、別紙の「その他の利用料希望確認表」にて、希望の確認をさせていただきます。

※⑤39については、委託業者より直接ご請求させていただきます。

(3) 支払い方法

毎月15日前後に前月分の請求書を発行通知いたします。

お支払方法は、毎月27日にご指定口座よりお引き落としさせていただきます。

5 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の利用中止

(1) キャンセル規定

入所前に利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

入所日の前日17時までにご連絡いただいた場合	無料
入所日の前日17時までにご連絡がなかった場合	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 基本利用料の20%

(2) 利用期間中の中止

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ① 利用者が中途退所を希望した場合
- ② 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ③ 利用中に体調が悪くなり、短期入所療養介護の継続が困難になった場合
- ④ 他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

上記の場合は、ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医等に連絡を取るなど必要な措置を講じます。また、料金は退所日までの日数を基準に計算します。

6 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようになっています。そのため、利用者の病歴等の情報共有を行います。

*協力医療機関

- ・ 名称 : 財団法人 仁和会総合病院
- ・ 住所 : 東京都八王子市明神町4丁目8番1号

- ・ 名称 : 医療法人財団興和会 右田病院
- ・ 住所 : 東京都八王子市暁町1-48-18

*協力歯科医療機関

- ・ 名称 : 竹島歯科医院
- ・ 住所 : 東京都八王子市子安町4丁目24番3号

- ・ 名称 : あすなる歯科
- ・ 住所 : 東京都八王子市川口町 1572-6

- ・ 名称 : さわやかデンタルクリニック
- ・ 住所 : 東京都日野市万願寺1-21-4

7 サービスの特徴等

(1) 運営の方針

i) 短期入所療養介護運営の方針

- ① 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

ii) 介護予防短期入所療養介護運営の方針

- ② 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(2) サービス利用のために

事項	有無	備考
従業者への研修の実施	有	年1回以上の専門研修を実施しています。
身体拘束の有無	有	生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合のみ、同意のうえ行います。
高齢者虐待防止の取組	有	虐待の発生、再発防止のための指針を整備し、対策を検討する委員会の開催及び研修の実施を定期的に行います。
感染症の管理体制	有	感染症または食中毒の予防及び蔓延防止のため指針を整備し、対策検討会議を月1回以上開催しています。
介護事故に対する安全管理体制	有	施設内で発生した事故について毎月開催される事故予防対策委員会にて分析し改善策を検討しています。
褥瘡防止対策の体制	有	褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止する体制を整備しています。
介護サービス情報の公表	有	指定調査機関による調査(年1回)・公表

(3) ICT機器等の使用について

当施設では利用者さまの状態に応じた介護を提供できるように睡眠状態や心拍数・呼吸数、臥床・離床、体動・起き上がりなどを確認できる見守り機器や状態を映像で確認できる見守りカメラを居室に設置しております。これらの機器を以下の目的で利用いたします。

- (1) 利用者さまの生活習慣や状態に合わせたケア・見守り
- (2) 利用者さまに適したケアプランの検討・サービスの提供及び効果の検証
- (3) 利用者さまの体調変化への気づき
- (4) その他、利用者さまへの介護サービス提供全般

なお、利用者さまへの介護サービスの提供に当たり、これらの情報を必要時にご家族やケアマネジャー、提携先の医療機関に提供することがあります。

8 施設利用にあたっての留意事項

- ・面 会 9時30分～19時00分
(受付で面会票をご記入下さい。)
※感染症対策で面会を制限する場合は、2階フロアにある『対面面会室』(予約制)での対応となります。
※感染症等の状況により、面会を中止することがあります。
※面会に関する詳細については、担当支援相談員にお尋ねください。
- ・外泊・外出 外泊・外出については原則不可。
- ・設備・備品の利用 備え付けのものを利用(無断使用は禁止)
*破損、破壊した場合は弁償していただくことがあります。
- ・金銭・貴重品の持ち込み 紛失等の恐れがある為原則禁止ですが、必要時をご相談下さい。
(破損・紛失・盗難には責任を負いかねます)
- ・飲食物の持ち込み 原則不可(施設で許可したものに限り)
- ・飲酒・喫煙 健康管理上、防火上の理由から原則禁止。
- ・危険物の持ち込み 火の元となるライター・マッチなどの持ち込みは原則禁止。
カッターやハサミや裁縫針など、刃物又は針類の持ち込みも原則禁止。
- ・施設外での受診 当施設医師の指示が必要です。
- ・薬の処方 原則として、薬は利用日数分の持ち込みです。但し、緊急やむを得ない場合には、必要に応じて、施設医師が利用者の状態に合わせて処方しますので、他医療機関での薬の処方(内服薬・点眼薬・軟膏・湿布等)はできません。(※入所前日までに不足がないようにお薬をご用意下さい。)
- ・その他 持ち物にはすべてご記名下さい。
- ・ペットの持ち込み 施設内へのお持ち込みはご遠慮下さい。
- ・電 話 施設内での携帯電話のご使用については、3,4,5階フロア原則禁止ですが、2階フロアでの使用は可能です。
- ・洗濯物 入浴日の定期的な着替えのほか、適宜着替えをいたしますので、不足のないよう衣類をご持参下さい。必要に応じ補充交換をお願いします。

9 緊急時の対応方法

利用者の容態に変化等あった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずる他、ご家族へ速やかに連絡します。ただし、緊急連絡先の方に連絡が繋がらない場合、同意をいただく前に病院へお連れする場合がございます。

10 事故発生時の対応方法

施設サービス提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに家族や保険者に連絡するとともに必要な措置を講じます。事故内容及び事故に対する措置を講じた状況等を記録し、再発防止に努めます。事故が事業者側の故意過失による場合は損害賠償します。

1.1 非常災害対策及び業務継続計画（BCP）について

(1) 非常災害対策

- ・防災時の対応 消防計画規定により生命の安全を最優先に避難します。
- ・防災設備 消火器具、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、非常警報設備、消防機関へ通報火災報知設備、避難器具、誘導灯、連結送水管、防火設備、簡易自動消火装置、非常電源（自家発電設備）
- ・防火管理者 事務長
- ・防災訓練 年2回以上

(2) 業務継続計画

- ・感染症や非常災害時の対応 業務継続計画に基づき、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための必要な措置を講じます。
- ・研修・訓練の実施 研修 年に2回以上
訓練 年に2回以上
- ・業務継続計画の見直し 定期的な見直し

1.2 禁止事項 利用者の『営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動』は禁止します。

1.3 サービス内容に関する要望及び苦情等の相談

- (1) 当事業所の苦情等の相談については、支援相談の専門員として支援相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談下さい。

受付相談窓口 電話 042-654-5511 (代)

[令和 年 月 日現在の担当の支援相談員は

_____です。]

*要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。また、2階待合スペースもしくは正面玄関入った右手奥『デイケア掲示板』横に備え付けられている『ご意見箱』をご利用いただくことも可能です。

- (2) その他 市役所、国保連合会の介護保険の窓口でもご相談いただけます。

主な窓口

- | |
|-------------------------------------------------------|
| ◇八王子市役所 福祉部高齢者福祉課 相談担当
042-620-7420 (8:30~17:00) |
| ◇東京都国民健康保険団体連合会 介護相談窓口担当
03-6238-0177 (9:00~17:00) |

介護老人保健施設短期入所（介護予防短期入所）にあたり、本書面に基づいて重要な事項について説明し、利用の同意を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものいたします。

同意日 令和 年 月 日

事業者

〔事業者名〕 ウエストケアセンター
(事業者番号 1357080112)

〔住 所〕 東京都八王子市上川町2135番地

〔代表者名〕 理事長 山 本 登 印

〔説 明 者〕 _____ 印

介護老人保健施設短期入所（介護予防短期入所）にあたり、本書面に基づいて重要な事項について説明を受け、利用の同意及び了承しました。

《利用者》

氏 名 _____ 印

利用者は、心身の状況等により署名ができない為、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

代筆者氏名： _____ (続柄： _____)